

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級		電話番号	
土浦市	助成	障害者手帳用診断書料助成	○	○	○	精神障害者保健福祉手帳の申請に必要な診断書料補助。(5,000円を限度)	障害福祉課	029-826-1111
土浦市	交通	重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業	○	×	×	医療機関等への往復のため、1枚500円のタクシー券を手帳1級所持者に交付する(年間最大50枚)。施設入居者や自動車税、軽自動車税の減免を受けている者は除く。	障害福祉課	029-826-1111
土浦市	交通	バス運賃の割引	○	○	○	料金支払時に手帳を提示することでキララちゃん(まちづくり活性化バス)運賃を割引する。(80円)	NPO法人まちづくり活性化土浦	029-826-1771
土浦市	減免	土浦市新治トレーニングセンター使用料減免	○	○	○	市内に居住する者及び市内に通学・勤務する者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が対象。センター使用料全額免除。	スポーツ振興課	029-826-1111
土浦市	減免	土浦市ふれあいセンターながみね使用料減免	○	○	○	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の運動プール及び浴室使用料を全額免除する。手帳1級所持者の場合は、本人及び介助者1名の使用料を全額免除する。(介助者の浴室使用料の免除は介助者が障害者本人と同性の場合に限る)	高齢福祉課	029-826-1111
土浦市	減免	土浦市立博物館入場料減免	○	○	○	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の入場料を減免する。	土浦市立博物館	029-824-2928
土浦市	その他	土浦市立図書館来館困難者等郵送サービス	○	○	×	図書館に来館することが困難な方に、図書館資料の郵送での貸出しを行う。図書館での事前申し込みが必要。	土浦市立図書館	029-823-4646
石岡市	交通	重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成	○	○	×	医療機関等への往復に対するタクシー料金とし、年間24回を最大として初乗り料金を補助する。	社会福祉課	0299-23-1111

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級		電話番号	
石岡市	交通	石岡市乗り合いタクシー	○	○	○	市内を走る乗り合いタクシーについて、障がい者及びその介護者はそれぞれ300円→100円, 500円→200円とする。	社会福祉協議会	0299-22-2411
石岡市	助成	障害者手帳申請診断書料補助	○	○	○	障害者手帳の交付申請をする者に対し、申請の際に添付する医師の診断書に係る診断書料の補助(3,000円を上限)。	社会福祉課	0299-23-1111
石岡市	減免	市内プール利用料免除	○	○	○	市内プール3ヶ所 ①石岡小学校屋内温水プール(1回220円) ②石岡海洋センター(220円) ③八郷総合運動公園プール(午前330円, 午後440円) の利用料を免除する。	スポーツ振興課	0299-43-6884
石岡市	減免	ふれあいの里ひまわりの館個人施設利用料免除	○	○	○	ふれあいの里ひまわりの館の個人施設利用料(510円)を免除する(石岡市・行方市・小美玉市・茨城町居住の障がい者のみ)。	ふれあいの里ひまわりの館	0299-35-1126
石岡市	減免	常陸風土記の丘有料エリア入園料免除	○	○	○	常陸風土記の丘有料エリア入園料(310円)を免除する。	常陸風土記の丘	0299-23-3888
龍ヶ崎市	交通	龍ヶ崎市コミュニティバス運賃助成	○	○	○	手帳提示により料金200円/回が50円/回に	交通防犯課	0297-64-1111
龍ヶ崎市	助成	障害者手帳交付申請診断書料助成	○	○	○	手帳申請に必要な診断書料を1回限り3,000円を上限に助成。	社会福祉課	0297-64-1111

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級		電話番号	
龍ヶ崎市	減免	湯ったり館入館料減免	○	○	○	入館料520円を310円に減免。	湯ったり館	0297-60-1126
龍ヶ崎市	減免	龍ヶ崎市総合体育館(たつのこアリーナ)利用料減免	○	○	○	トレーニング室・プール 3時間200円。 サブアリーナ1時間80円, 2時間150円, 3時間200円。	たつのこアリーナ	0297-64-8674
龍ヶ崎市	減免	龍ヶ崎市陸上競技場(たつのこフィールド)利用料減免	○	○	○	競技場 3時間100円(個人利用)。	たつのこアリーナ	0297-64-8674
取手市	交通	重度障害者福祉タクシー利用料金助成	○	×	×	市内に住所を有し在宅で生活する重度障害者が医療機関等への往復に要するタクシー及び移送団体による移送サービス利用に係る料金の一部(初乗り料金)を助成する(1回の乗車につき初乗り相当額。助成の回数年間36回分を限度とする。自立支援医療制度利用者に限る)。	障害福祉課	0297-74-2141
取手市	交通	ことばすの運賃割引	○	○	○	市内を循環しているコミュニティバス(ことバス)は, 手帳を提示すると本人及び介護者1名が無料になる。 基本運賃: 1乗車あたり100円(小人50円, 未就学児は無料)。1日乗車券200円(小人100円)。	障害福祉課	0297-74-2141
取手市	助成	障害者手帳交付診断書料助成	○	○	○	手帳を取得するために必要な医師の診断書に係る文書料を市で助成する。助成の額は診断書料の1/2とし, 限度額は5,000円(消費税を除く)となる。	障害福祉課	0297-74-2141
取手市	助成	あけぼの, さくら荘, かたらいの郷 入浴施設使用料助成事業	○	○	○	取手市立の左記の3施設の入浴施設を使用する手帳所持者と付添人1名の利用料金100円を助成する(市内に住所を有する手帳所持者に限り, 助成は1日1回に限る)。	障害福祉課	0297-74-2141

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級		電話番号	
取手市	助成	障害児(者)及び付添人交通費・燃料費支給	○	○	○	社会復帰のための機能訓練を行うため福祉施設等に通うために要する交通費及び燃料費の一部を助成する(手帳所持者及び付添人[単独で通所が困難な場合]が助成の対象となる)。 本人:月額5,000円を限度額とする(燃料費についても同様)。 付添人:障害者に係る交通費と合算し月額5,000円を限度とする。 なお,市内に住民登録のある者に限定する。	障害福祉課	0297-74-2141
牛久市	交通	重度身体障害者福祉タクシー利用料金助成	○	×	×	医療機関等へ行くための,タクシー料金の初乗り運賃を助成する。市内居住者のみ。 登録されたタクシー会社で利用可。	牛久市社会福祉協議会	029-871-1295
牛久市	交通	かっぱ号バス料金の割引	○	○	○	手帳の提示により,かっぱ号バス料金の半額を免除する。 回数券(22枚綴り)含む。	公共交通対策室	029-873-2111
牛久市	減免	市内公共施設使用料の割引	○	○	○	総合運動公園野球場,体育館,テニスコート,多目的広場,プール等の使用料を免除する。市内居住者のみ。	スポーツ推進課	029-873-2486
牛久市	減免	牛久市総合福祉センター利用料の免除	○	○	○	総合福祉センター利用料を免除する。 (市内に住所を有する者に限る)。	社会福祉課	029-873-2111
牛久市	その他	図書の宅配サービス	○	○	×	心身の障害などのために図書館に来館できない方のために図書、CDなどの宅配サービスをする。(無料)	中央図書館	029-871-1400
牛久市	交通	うしタク料金の割引	○	○	○	うしタク(牛久市乗合タクシー)は,事前の会員登録を行い利用する予約制・乗合制の移送サービス。手帳所持で,100円引き。	公共交通対策室	029-873-2111

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級		電話番号	
守谷市	交通	タクシー料金の助成	○	×	×	通院や機能回復訓練などでタクシーを利用する場合、初乗り運賃を助成する。年度24枚。	社会福祉課	0297-45-1111
守谷市	交通	守谷市コミュニティバス運賃の免除	○	○	○	守谷市コミュニティバス(モコバス)の運賃が無料になる。	都市計画課	0297-45-1111
守谷市	交通	デマンドタクシーの利用、運賃の減額	○	○	○	電話で事前に予約のあった、指定の場所から指定の場所まで運行する乗合交通(市内のみ)。利用には事前登録が必要となる。	都市計画課	0297-45-1111
守谷市	減免	住民票等証明書の手数料免除	○	○	○	障がい者手帳を交付された方に係る証明及び閲覧等を申請された場合、手数料を全額免除する。	総合窓口課 税務課	0297-45-1111
つくば市	助成	精神障害者保健福祉手帳交付申請診断料補助	—	—	—	手帳診断書料の半額補助(上限3,500円、1回のみ)。	障害福祉課	029-883-1111
つくば市	減免	水道料金の減免	○	○	×	世帯の水道料金の基本料金分を免除する。(口径が25mm以上については、20mmの基本料金相当額。)	障害福祉課	029-851-2811 029-883-1111
つくば市	交通	タクシー利用料金の助成(障害者福祉タクシー券)	○	○	×	外出する際にタクシーを利用する場合の運賃の一部助成。(助成券1枚につき500円、1回の乗車につき2枚まで使用可。年間36枚。)	障害者地域支援室	029-883-1111
つくば市	減免	つくば市コミュニティバス「つくバス」及び「つくタク(乗り合いタクシー)」の運賃減免	○	○	○	つくば市コミュニティバス「つくバス」及び「つくタク(乗り合いタクシー)」の運賃が手帳提示により半額減免。	総合交通政策課	029-883-1111

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級			電話番号
つくば市	減免	つくば都市交通センターの駐車場利用料金の減免	○	○	○	つくば都市交通センターの駐車場の利用料金を、時間制駐車に限り半額に減免。(お店のサービスとの併用不可。)	障害福祉課	029-883-1111
つくば市	減免	つくば市路外駐車場の料金の減免	○	○	○	つくば駅前広場駐車場、研究学園駅北口広場駐車場、みどりの駅西口広場駐車場の利用料金を半額に減免。	公園・施設課	029-883-1111
つくば市	免除	自転車等駐車場の料金の免除	○	○	○	市営の自転車等駐車場を使用する場合、使用料金を免除。	公園・施設課	029-883-1111
つくば市	減免	体育施設、文化施設の利用料金の減免	-	-	-	体育施設(各体育館、グラウンド、テニスコート、プール等)、文化施設(各市民ホール、地域交流センター等)の使用申請の際に、受付先にて利用の減免申請が可能。手帳の写しが必要。(手帳の内容によっては減免の対象にならない場合あり。各施設に直接要問い合わせ。)	各施設受付	各施設電話番号
かすみがうら市	交通	かすみがうら市デマンド型乗合タクシー	○	○	○	通常は600円であるかすみがうら市デマンド型乗合タクシーの運賃が300円になる。 利用には事前登録が必要で、市内に住所を有する者が登録可能。	政策経営課	0299-59-2111
かすみがうら市	交通	かすみがうら市タクシー利用料金助成事業	○	○	×	タクシー利用料金の一部を助成する。 市内に住所を有している者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が1級又は2級の者を対象とする(入院者や施設等入所者・税や保険料の滞納者・運転免許取消中の者は対象外)。	政策経営課	0299-59-2111
かすみがうら市	助成	かすみがうら市障害者手帳交付申請診断書料助成事業	○	○	○	診断書料の2分の1の額の助成。2部以上の診断書が必要となる場合には、そのうち最も高額な診断書料の助成とする。助成金の限度額は5,000円とする。市内に住所を有する者でかつ手帳の新規交付を受けた者を対象とする。	社会福祉課	0299-59-2111

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級		電話番号	
かすみがうら市	減免	かすみがうら市歴史博物館入館料免除	○	○	○	障害者基本法の規定による障害者が入館するとき、入館料の全部の額の免除。	生涯学習課 歴史博物館	029-896-0017
かすみがうら市	減免	かすみがうら市あじさい館トレーニング室使用料及び入浴料免除	○	○	○	障害者手帳所持者で市内に住所を有する者は、かすみがうら市あじさい館のトレーニング室及び入浴料の全部の額を免除とする。	あじさい館	029-897-0511
つくばみらい市	助成	精神障害者保健福祉手帳交付診断書料助成	○	○	○	手帳申請に必要な診断書料の半額を助成(上限3,000円)。	社会福祉課	0297-58-2111
つくばみらい市	交通	つくばみらい市コミュニティバス「みらい号」運賃の割引	○	○	○	コミュニティバスの運賃が、手帳提示により100円に割引。介護者(1名)は無料。	都市計画課	0297-58-2111
つくばみらい市	交通	デマンド乗合タクシー「みらいくん」料金の割引	○	○	○	デマンド乗合タクシー(目的地は市内に限る)の料金が200円に割引(市内に住所を有する手帳所持者のみ)。介護者(1名。市内に住所を有する者)は無料。 ※事前に利用者登録が必要(手帳所持者及び介護者)。	都市計画課	0297-58-2111
つくばみらい市	交通	つくばみらい市重度障がい者及び高齢者通院通所交通費助成	○	○	×	医療機関等への往復に要するタクシーの初乗り料金相当額を助成(年間最大36回分)	社会福祉課	0297-58-2111
つくばみらい市	減免	小絹コミュニティセンター利用料免除	○	○	○	団体構成員の半数以上(市内在住・在勤・在学に限る)が手帳を持っている場合。	小絹コミュニティセンター	0297-52-0789
つくばみらい市	減免	谷井田コミュニティセンター利用料免除	○	○	○	団体構成員の半数以上(市内在住・在勤・在学に限る)が手帳を持っている場合。	谷井田コミュニティセンター	0297-57-8551

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級		電話番号	
つくばみらい市	減免	板橋コミュニティセンター利用料免除	○	○	○	団体構成員の半数以上(市内在住・在勤・在学に限る)が手帳を持っている場合。	板橋コミュニティセンター	0297-58-9797
つくばみらい市	減免	みらい平コミュニティセンター利用料免除	○	○	○	団体構成員の半数以上(市内在住・在勤・在学に限る)が手帳を持っている場合。	みらい平コミュニティセンター	0297-38-7240
つくばみらい市	減免	保健福祉センター健康増進室利用料免除	○	○	○	施設利用料の免除(市内に住所を有する手帳所持者のみ)。	健康増進室	0297-25-2100
つくばみらい市	減免	体育施設利用料免除	○	○	○	施設利用料の免除(市内に住所を有する手帳所持者のみ)。	総合運動公園	0297-58-4005
つくばみらい市	減免	きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館利用料免除	○	○	○	施設利用料の免除(市内に住所を有する手帳所持者のみ)。	きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館	0297-57-0123
つくばみらい市	減免	きらくやまふれあいの丘世代ふれあいの館利用料免除	○	○	○	半数以上が市内に在住・在勤・在学する手帳所持者で構成された団体の場合、施設利用料の免除。 ただし、市民・児童・生徒によるサークル活動・クラブ活動を主とする団体や市文化協会加盟団体等の非営利団体に限る。	きらくやまふれあいの丘世代ふれあいの館	0297-57-1770
つくばみらい市	減免	間宮林蔵記念館入館料免除	○	○	○	入館料の免除(市内に住所を有する手帳所持者のみ)。	間宮林蔵記念館	0297-58-7701
つくばみらい市	減免	結城三百石記念館利用料免除	○	○	○	構成員の半数以上が市内に在住する障がい者で構成する団体が利用するとき。	結城三百石記念館	0297-58-8822

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級		電話番号	
つくばみらい市	減免	高齢者センター利用料免除	○	○	○	団体構成員の半数以上(市内在住・在勤・在学に限る)が手帳を持っている場合。	生涯学習課	0297-58-2111
美浦村	交通	福祉タクシー利用料金助成事業	○	○	×	医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成する。(1回の乗車につき初乗り運賃相当額を助成。年間48回分を限度とする。)	福祉介護課	029-885-0340
阿見町	交通	福祉タクシー利用料金助成	○	○	×	町内在住で、自立支援医療費(精神通院)受給者証の交付を受けている者。 但し、自動車税の減免を受けている者は除く。 タクシー中型車の初乗り料金を補助。年間36枚の利用券を交付。	社会福祉課	029-888-1111
阿見町	交通	デマンドタクシー運行事業	○	○	○	町内を走る乗り合いタクシーについて、本人及び付添人1名の料金を400円→200円とする。	都市計画課	029-888-1111
阿見町	減免	公民館、コミュニティセンター利用料免除	○	○	○	町内公民館、コミュニティセンターの利用料を免除する。(利用内容によって、適用できない場合がある)	生涯学習課	029-888-2526
阿見町	減免	予科練平和記念館観覧料免	○	○	○	本人及び付添人1名の観覧料を免除する。	予科練平和記念館	029-891-3344
河内町	交通	河内町コミュニティバス料金減免	○	○	○	手帳提示により料金を半額免除。	総務課	0297-84-2111
利根町	助成	利根町重度心身障害者介護慰労金	○	×	×	在宅で常時臥床あるいは日常生活の大半を介助によらなければならない状態にある者を介護している介護者に、年額40,000円を支給する。	福祉課 障害福祉係	0297-68-2211

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級		電話番号	
利根町	助成	利根町障害者手帳交付診断料補助金交付制度	○	○	○	精神障害者保健福祉手帳の申請時に必要な診断書料を補助する(2,500円を限度)。但し、新規申請者のみを対象とする。	福祉課 障害福祉係	0297-68-2211
利根町	助成	利根町在宅心身障害児福祉手当	○	○	×	障がいを持つ20歳未満の児童で障害児福祉手当には該当しない児童を家庭で養育している保護者に月額3,000円を支給する。	福祉課 障害福祉係	0297-68-2211